

■ 法人化後の町内会（認可地縁団体）の課税について

◆ 標準例《収益事業をしない認可地縁団体の課税について》

税の種類			税の種類		
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置
				法人事業税	非課税
	固定資産税	減免措置			不動産取得税
			国税	法人税	非課税
				登録免許税	課税

※ 減免処置があるものは、それぞれ申請が必要です。(年度毎に必要)

町内会が「認可地縁団体（収益事業を営まない地縁による団体）」となった時の法人市民税の減免制度について

岡山市における法人市民税について

法人市民税の減免制度は各自治体の条例によって異なりますが、岡山市における法人市民税の減免制度について回答いたします。

1. 対象となる法人

- ・ 地方自治法第260条の2 <地縁による団体> 第1項の許可を受けた収益事業を営まない地縁による団体
- ・ 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合で収益事業を営まないもの
- ・ 公益財団法人・公益社団法人で収益事業を営まないもの
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を営まないもの

2. 法人市民税の減免の申請

上記1に該当し法人市民税の免除を受けようとする場合は、本市が定める「法人市民税減免申請書」を、法人市民税の均等割申告書の提出期限までに、法人市民税の均等割申告書と併せて提出してください。

※減免申請は毎年必要です。

※提出期限を過ぎると減免できません。

※提出期限は毎年4月30日です。(土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その翌日が提出期限となります。)

お問い合わせ

岡山市役所財政局税務部課税管理課

住所: 岡山市北区大供一丁目2番3号

電話: 086-803-1169